

阿賀野市規則第 2 2 号

阿賀野市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の住居手当に関する規則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

- （2） 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けている者及び条例第 8 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

第 3 条中「前条各号の職員を除き、阿賀野市職員の単身赴任手当に関する規則（平成 1 6 年規則第 4 7 号）第 5 条第 3 号に規定する職員であって、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を「阿賀野市職員の単身赴任手当に関する規則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 4 7 号）第 5 条第 3 号に規定する職員で、同項第 4 号に規定する満 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用又は職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であつた住宅又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅」に改める。

第 7 条第 1 項中「欠くに至った日」の次に「（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市職員の住居手当に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。